

御注意

平成20年4月1日前に開始した事業年度については、平成20年改正前の法人税法施行規則別表六(六)（旧別表六(六)）を御使用ください。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	.	.	法人名						
特別試験研究費の額の明細													
特別試験研究等の内容						特別試験研究費の額							
19						20							
						円							
計													
繰越税額控除の計算に関する明細													
試験研究費の総額に係る税額控除割合	試験研究費の額		前期超過要件に係る試験研究費の額の計算	当該事業年度		前事業年度又は前連結事業年度							
	(3) ≥ 10 % の場合			①		②							
	(3) < 10 % の場合 ((3) × 0.2 + $\frac{8}{100}$ ) (小数点以下3位未満切捨て)												
	税額控除限度額 ((1) × (4)) 又は ((1) × (5))			試験研究費の額		円							
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)			当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数		22							
	当期税額基準額 $(7) \times \frac{20}{100}$			改定試験研究費の額 (21) × (22)		23							
	当期分の特別控除額 ((6)と(8)のうち少ない金額)			事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額							
	特別試験研究費の額 (20)の計)			24		当期控除額							
控除	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{又は} (5))$		翌期繰越税額控除限度額の計算	25		26							
	特別研究税額控除限度額 (10) × (11)			平 . . 総額		円							
	当期税額基準額残額 (8) - (9)			平 . . 特別		円							
	当期分の特別控除額 ((12)と(13)のうち少ない金額)			平 . . 総額		円							
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (8) - (9) - (14)			平 . . 特別		円							
	繰越税額控除限度額超額 (24)の計(総額+特別))			平 . . 総額		(6)							
	同上のうち当期控除額 ((15)と(16)のうち少ない金額) (21の①) ≤ (23の②)の場合は0)			当期分		(9)							
	法人税額の特別控除額 (9) + (14) + (17)			(12)		(14)							
合計						合計							
						特別							

## 別表六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。  
なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「税額控除限度額 ((1)×(4)) 又は ((1)×(5)) 6」には、「5」欄の記載がない場合には「(1)×(4)」の金額を記載し、「5」欄の記載がある場合には「(1)×(5)」の金額を記載します。
- 4 「特別試験研究費に係る税額控除割合  $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5)) 11$ 」には、「5」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「5」欄の記載がある場合には「0.12 - ((5) 欄の割合)」を小数で記載します。
- 5 「特別試験研究等の内容19」は、当期の試験研究費

のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。なお、この場合にその特別試験研究費の額が措置法令第27条の4第8項第1号又は第3号から第6号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第20条第1項又は第4項から第6項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

- 6 「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。
- 7 「前期繰越額又は当期税額控除限度額24」の「計」までの各欄は、前期のこの明細書の「翌期繰越額26」の金額（前期が連結事業年度である場合には、別表六の二（三）付表二のその法人に係る「翌期繰越額」の金額）を移記し、「当期分」には「6」及び「12」の金額を記載します。